

令和6年(ワ)第2744号 損害賠償請求事件

原告 松竹伸幸

被告 伊藤 岳

進行意見書

2025年10月15日

さいたま地方裁判所第2民事部2B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士	小林	亮
同	長瀬	淳
同	加藤	健
同	尾林	芳
同	山崎	大
同	山田	輔



1 甲6の立証責任

甲6の正確性についての立証責任は原告にある。原告は、まずもって、甲6の録音データの存否を明かにすべきである。甲6の録音データがあるのであれば、甲6の正確性についてはそれを検証すれば足りることである。録音データの存否を明かにしないまま、甲6の作成に関して、証人申請をすることは、訴訟当事者の「誠実義務」に反して許されない。

2 証人の必要性

甲8の内藤勝義氏は、メールを送信した者であるが、甲6の作成には関与していない。甲6の正確性については、証人としての必要性がない。

甲6の作成者を尋ねる目的だとしても、作成者が判明したところで、甲6の正

確性の検証はできない。音声が文字化された書面の正確性を検証するには、結局のところ、録音データとの照合が不可欠である。よって、内藤氏について、証人の必要性を認めることはできない。

3 訴訟進行に関する意見

本件の証拠構造について冷静に考えれば、甲6は、作成名義のない録音反訳に過ぎない。録音反訳は、録音データがなければその正確性は検証できないから、甲6では、訴状記載の「事実の摘示」は認定できない。

他方、演説から本件提訴までは1年7ヶ月が経過している。国會議員の演説は、政治情勢の変化に応じて毎回の内容が異なるので、被告に、本件演説のワンフレーズについての認否を求めるることは不可能である。

こうした事項について、被告を本人尋間に呼び出すことは無意味であるばかりか、国會議員（当時）の政治活動に不当な圧力をかけるものと言わなければならない。

付言すれば、原告は、本件演説と同時期（2023年2月19日）になされた市田忠義氏（日本共産党副委員長）の演説についても、そのワンフレーズについて、名誉毀損の損害賠償請求訴訟を提訴している（東京地裁・市田事件）。提訴日は、本件提訴日と同日である（2024年10月7日）。市田事件について、東京地方裁判所は、2回の裁判期日で結審し、2025年6月13日、原告の請求を棄却した（乙18）。

よって、被告は、原告に対して、訴訟の取り下げを求めるものである。

以上